

# Insurance alert

## IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 17-18 May 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

### 要約

IASB および FASB は、2011 年 5 月 17 日および 18 日に合同の審議会を開催し、ビルディング・ブロック・アプローチは残余マージンとともに明示的リスク調整を含むべきか、あるいは、その代わりに複合マージンを含むべきか、という究極の問いかけへと繋がる一連の論点について審議を行った。

スタッフは、2011 年 5 月 17 日の審議における両審議会からの依頼に基づき、明示的リスク調整と複合マージンのラン・オフを比較するための事例を準備した。二つのモデルに関する長い議論の末、IASB の過半数は、明示的な調整アプローチを支持する投票を行った。FASB は複合マージンの事後的な再測定を実施しない複合マージン・アプローチを支持した。しかし、FASB は、複合マージン・アプローチにおける不利な契約テストについて今後検討するであろう。

両審議会は、複合マージン・アプローチからリスク調整アプローチへの調整を目的とした開示の開発を、スタッフに支持した。両審議会はまた、リスク調整アプローチと複合マージン・アプローチを比較可能とするために、先の事例を仮決定事項に基づき最新の状態に維持していくことを、スタッフに支持した。両審議会は、時間的制約のために再保険に関するペーパーについて審議を行わなかった、そのため再保険については今後の審議会において検討されるであろう。

スタッフは、5 月 16 日に行われた保険ワーキング・グループに関する簡単な要約も紹介した。

### 明示的リスク調整アプローチ

スタッフは、保険は不確実性の特徴があり、この結果、収益認識モデルは概ね保険契約に適さなかったとし、異なるモデルの必要性を奨励しつつ議論を開始した。IASB は明示的リスク調整を支持しているが、FASB は複合マージンにおけるリスクの内在的な描写を支持している。

スタッフは、この論点には地理的な見解の相違が見られ、利用者、監督者および規制目的で明示的リスク調整を含めることが要求されている回答者は、概ね明示的リスク調整を支持しているが、米国の回答者は複合マージン・アプローチを支持していると述べた。明示的リスク調整への反対者は、計算が恣意的となる可能性、理解および適用の煩雑さ、そして過度の保守性をもたらすという点を危惧している。スタッフの他の 1 名は後に、韓国、中国および日本のような地域では、監督当局、作成者および利用者により見解が分かれていると述べた。

スタッフは、FASB の概念基準書第 7 号は、不確実性の測定を、現在価値の測定の計算に含めることの必要性を認識していると述べた。スタッフは、100%の可能性で 500 ドルの支払いが発生する契約と、50%の可能性で支払いがなく、残り50%の可能性で 1,000 ドルの支払いが発生する契約、という二つの契約例を紹介した。双方の契約は同じ 500 ドルの平均値であるが、後者の契約のほうが結果の範囲において不確実性が高い。

リスクに対して中立的な保険者は、二つの契約のアウト・フローを同額で評価するが、保守的な保険者は、補償として義務を履行するために高い支払い額で評価することを求めるであろう。これがリスク調整の背景にある概念であり、履行価値のアプローチにおいては適切であるとスタッフが言う概念である。

IASB のメンバーの1名は、生命保険と損害保険で議論が分かれているか尋ねた。スタッフは、地理的差異があるように思われるが、生命保険と損害保険では分かれていないと回答した。しかし、生命保険契約においては、リスク調整は、(投資リスクを除けば)それほど大きくなることは予想されず、損害保険のリスクよりも狭い分布を有する傾向にあるとも指摘した。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

FASB のメンバーの 1 名は、リスク調整を支持するスタッフ・ペーパーおよび複合マージンを支持するスタッフ・ペーパーの双方において、それぞれが、利用者により支持され、明確化を求められていることを示唆していると述べた。スタッフは、利用者に関しては回答率が低く、その少ない回答者の中でのリスク調整と複合マージンに対する支持の相違は、ある程度、地域に基づいたものとなっていたと述べた。明示的リスク調整アプローチは、ソルベンシー II の導入によりリスクモデルに馴染みのあるヨーロッパの利用者に、そして一般的な利用者よりは保険の専門性を有する利用者に支持されている。

IASB のメンバーの 1 名は、スタッフは、保険の測定を公正価値のガイダンスにおけるレベル3の観察不可能な測定になぞらえていると述べ、そして、どのように保険モデルにおける明示的リスク調整が、公正価値測定のレベル3におけるリスク調整の計算と比較されるのか、尋ねた。スタッフの 1 名は、公正価値は、「市場の参加者」の仮定が必要となるが、これに対して、保険モデルでは企業の固有価値の仮定が使用される、と回答した。複数の IASB のメンバーは、企業の固有価値の使用は、異なる保険者（もしくは、同じ会社における新旧の CEO）において、彼らのリスク回避の水準により異なるリスク調整結果をもたらすと述べた。彼らは、リスク調整の目的は、より明確にされるべきであると考えた。しかし、他のスタッフの 1 名は、実務において、観察可能な市場のインプットが欠如しているとすれば、レベル3の測定はいずれにせよ企業の固有価値の仮定を使用するであろう、と述べた。

他の IASB のメンバーは、(US 以外においては)明示的リスク調整をビルディング・ブロック・アプローチに含めることに関して実質的な支持があると述べ、主観的、複雑、そしてシステム費用といった懸念事項があるが、レベル3もしくは IAS 第 37 号の偶発債務の測定において直面している懸念事項と異なるものではないと述べた。しかし、彼は、他の IASB のメンバーが提起した企業の固有価値を使用したリスク回避の水準が潜在的に異なるという懸念を減少させるための回答として、リスク調整に対して出口価値の目的を、代わりに求めることである(しかし、企業に固有キャッシュ・フローはそのまま適用する)と考えた。

他の IASB のメンバーは、当初認識直後(day 2)における会計の観点から、二つのアプローチはどのように異なるのか尋ね、スタッフが、複合マージンは時の経過により償却するが、リスク調整は各期における再計算により増加もしくは減少すると回答した。明示的リスク調整は、いくつかのリスクに対し、時の経過とともに減少していくが、アスベストのようなその他の潜在的なエクスポージャーに対しては増加し得る、一方、複合マージンは増加しない。ある期間における裁判所の判決はキャッシュ・フローを実質的に増加させるが、不確実性はなくなり、現存するリスク調整を減少させる。しかし、他の状況においては、不確実な結果を伴う将来の訴訟案件の兆候は、将来キャッシュ・フローのみならずリスク調整を増加させる。

FASB のメンバーの 1 名は、おそらく、リスク調整は、負債の測定において明確に計算されるよりも注記にて開示できるのではないかと、そして、不利な契約の構成要素としてキャッシュ・フローが著しく増加した際にのみ計上することを提案した。IASB のメンバーの 1 名は、この考えを収斂されたアプローチへの第一歩であると述べ、賛成しているようであった。

### 複合マージン・アプローチ

FASB のスタッフは、新しく提案された複合マージンの償却の認識方法を説明し、複合マージンの議論を開始した。この方法は、FASB のディスカッション・ペーパーにおいて提案された保険料と支払保険金に基づく定形的アプローチというよりも、リスクからの予想される解放に基づいている。保険者は、保険事故が発生した場合、保険契約者への補償に備えるため、義務を遂行した際に一つのマージンから利益を認識する。リスクからの解放は、キャッシュ・フローの変動性の減少が裏付けとなる。生命保険のような、ある種の事業においては、これは時の経過とともに生じる。キャッシュ・フローの変動性が事象の発生頻度と損失額に起因している他の事業においては、保険者がキャッシュ・フローの変動性より解放されるに従い、リスクからの解放が生じる。これは、各期における予想キャッシュ・アウト・フローの総額に対する保険金実績の基礎比率に調整を加えたものを使用して、決定することができる。不確実性の程度が時の経過に応じて増加する場合、複合マージンではどのように対処するのか質問がなされた。これは、不利な契約のテストもしくはマージンの再構築を通じて対応がされると、スタッフは回答した。

FASB のスタッフは、提案されたアプローチは、明示的リスク調整アプローチからそれほど乖離していないが、より適用しやすいという実りの多い結果をもたらすと断言した。複数の IASB のメンバーは、いくつかの理由のため、この主張に異議を唱えた。保険金実績の予想総保険金額に対する調整された比率の使用、スタッフが説明したようなロス・ディベロップメントの実績に関する各期における更新、および、調整された比率を残存する複合マージンに適用することは、ある種のシナリオにおける残存するリスクの適切な描写にすぎない。従前の例で表わされたように、ある種の事業ラインにおいては、キャッシュ・フローにおいて予想される変動性は、時の経過とともに増加する可能性がある。

IASB のメンバーの 1 名は、不利な契約の場合には何を行うのか、つまり計算において明示的リスク調整を含むのか尋ねた。スタッフは、明示的リスク調整は含まず、予想キャッシュ・フローのみにより構成されると回答した。FASB のメンバーの 1 名は、リスク調整は不利な契約テストに含むことができると回答した。

他の IASB のメンバーの 1 名は、FASB により提案されたラン・オフの方法はあまりにも複雑であり、そして、再構築したとしても、リスクの金額ではなくリスクの量を変更することができるという弱点がモデルに存在すると示唆した。彼は、これに加え、ある種の生命保険のような多くの事業ラインにおいては、リスクが少なく、そして、利益のほとんどが、その他のコストや投資管理活動をカバーするのに充てられていると述べ、リスクからの解放に基づくマーzinの償却に反対した。これらの理由により、彼は、構成要素をリスクと残余マーzinに区分することを支持している。FASB のスタッフは、おそらく複合マーzinは、時の経過に基づいてラン・オフするリスクに関連する部分と、キャッシュ・フローの変動性における減少に基づいてラン・オフする部分に区分できると回答した。

IASB のメンバーの 1 名は、複合マーzin・アプローチで提案されているリスクの解放アプローチは、実際に単純であるか疑わしいと述べた。彼は、保険者の過去の経験から、保険金報告日から契約終了日までの間に、継続してキャッシュ・フローの変動性に晒されることが明らかな状況においては、マーzinを償却するために使用される当初の基礎比率を調整するため、場合によっては、定性的な評価を必要とするスタッフ・ペーパーの条項を指摘した。

多くの FASB のメンバーは、スタッフ・ペーパーは提案された複合マーzin・アプローチに関する議論の開始点としては良いものであるが、更なる検討が、特に、契約の引受後の期間にリスク・エクスポージャーが増加した状況の取り扱いについて必要である、と述べた。FASB のメンバーの 1 名は、モデルは、明示的リスク調整モデルにより提案された継続的な再測定ではなく、重大な事象が生じた場合に必要とされるマーzinの再測定の際に役立つ、という彼の見解を繰り返した。彼は、おそらく明示的リスク調整モデルは、実務においては、多くの状況においてリスク調整の継続的な再測定を必要とせず、それゆえ、不利な契約テストで十分であることを示唆した。彼は、リスク構成要素とその他利益の構成要素が事後測定目的に区分されるべきであるとする前述のコメントに反対し、その代わり、重要な要素に基づきマーzinを認識することを支持した。

IASB の議長は、リスク調整アプローチと複合マーzin・アプローチがどのように類似しているか、もしくは異なっているかを検討するために、二つのアプローチを比較するための単純な例をスタッフが準備する価値があると示唆した。事例のパターンは一つであり、リスク調整の当初見積においてリスクは10単位であったが、一年目に6単位に減少し、2年目には9単位もしくは11単位に増加するとした。この例は、また、事後の期間における予想キャッシュ・フローの増加を含むであろう。この例は、双方のモデルが、当初認識におけるリスク見積を超えての増加を含め、リスク量の変動にどのように対応するかを表すであろう。

### 複合マーzinと明示的リスク調整の比較例

2011 年5月17日の審議において両審議会に依頼されたとおり、スタッフは、複合マーzinのラン・オフをリスク調整の再測定と比較する例を説明した。例示に関して、スタッフは、これらの例示が理論的であるか、意味があるか、もしくは両審議会が意図している複合マーzinの目的に合致しているかの分析は行っていないと述べた。この例示は、夜通し、短時間で作成され、それゆえ、固有の制限を有している。この例示は、明示的なリスク調整の再測定と比較して、どのように複合マーzinがラン・オフするか4つの異なるシナリオを表している。

ベースケースにおいては、カバレッジ期間が1年、そして保険金のラン・オフ期間が5年と仮定された。例示は、明示的リスク調整が、時の経過に基づく定額法による保険負債の標準分散(リスク)の減少と一致して、減少していることを表している。残余マーzinは、初年度のカバレッジ期間にわたり認識されている。両審議会は、例示においては、キャッシュ・フローの現在価値は変更しない仮定であると述べた。複合マーzin・アプローチにおいては、マーzinの全額が5年間にわたり定額法によりラン・オフされている。両審議会は、結果として生じた主な差異は残余マーzinの取り扱いであると述べた。

IASB のメンバーの 1 名は、複合マーzinにおける「残余マーzin」部分は要素の混合であり、そのラン・オフは恣意的でありリスクに直接関係していないと述べた。彼は、複合マーzin・モデルにおいて、なぜこれがクレーム期間にわたり償却されるのか尋ねた。FASB のスタッフは、複合マーzin・モデル全体が利益としてみなされ、契約に基づく利益はすべての保険金が支払われた際にのみ決定されると回答した。

他の IASB のメンバーは、複合マーzinに繰延利益の要素を含めることが、保険契約負債の測定にどのように適合するのかわかりにくく述べた。FASB のメンバーの 1 名は、後に、両方のモデルにおいて、負債測定は当初認識における繰延利益を含んでいると回答した。

IASB のメンバーの 1 名は、複合マーzinのラン・オフのパターンは定額法以外にあるのか尋ねた。スタッフは、例として労働者災害補償金を挙げ、このタイプの事業に対するキャッシュ・フローの固有の不確実性を考慮すれば、複合マーzinの解放のパターンは、保険金のラン・オフ期間である長期間にわたり変化する可能性があるかと回答した。

FASB のメンバーの 1 名は、もし保険契約負債が履行義務 (performance obligation) とみなされるのであれば、複合マージンに残余マージンの要素を含めることは、収益認識のプロジェクトの原則と一致するであろうと述べた。彼は、IASB は開発中のモデルを、残余マージンの一部として当初認識において繰り延べられる利益要素を含めて、負債の測定モデルとして考えていると述べた。

IASB のメンバーの 1 名は、もし複合マージンにおける残余マージンの要素が履行義務 (performance obligation) とみなされるのであれば、なぜ FASB は保険者が保険金を支払うために準備をしているカバレッジ期間においてそれを認識しないのか尋ねた。

IASB のメンバーの 1 名は、明示的リスク調整は、保険金のラン・オフ期間におけるキャッシュ・フローの変動性の増加に対して、引当を行うために増加することを述べた上で、複合マージンは、同様の状況においてどのように反応を示すか尋ねた。スタッフは、仮に複合マージンが再測定されなければ、この増加は複合マージンの償却パターンの予測に変更を反映させているだけであると回答した。

次に、議論は、(キャッシュ・フローの平均値は変更しないが) 契約キャッシュ・フローにおけるリスクが増加し、そして、複合マージンの再構築を伴う取り扱いと伴わない取り扱いを反映したシナリオを含んだ第二の例に集中した。再構築を行わないシナリオでは、リスクが当初認識の水準以上に増加した際には、事後における損益へのリスク調整の解放の増加と合わせて、明示的リスク調整アプローチを使用した場合に損失が認識されるであろうと述べられた。複合マージン・アプローチを適用した場合、損失は認識されないが、このような期間における損益計算書ではいかなる複合マージンの解放も反映されない。審議会のメンバーによれば、5年間にわたる全体の利益は両モデルにおいて同額となると述べられた。

仮に、複合マージンが再構築された場合、キャッシュ・フローの変動性におけるより高いリスクを含むためにマージンが再構築されるため、複合マージン・アプローチのもとで負債の総額も変動する。このアプローチは、より明示的リスク調整アプローチに一致しているが、カバレッジ期間にわたり残余マージンが認識される点においてまだ異なる。

IASB のメンバーの 1 名は、アスベストのような契約負債に関しては、複合マージン・アプローチにおいて、過度なマージンが認識されるが、保険者は保険金の不確実性が増加することに気付くようなシナリオがあるかもしれないと述べた。彼は、このようなシナリオにおいては、リスク調整アプローチは契約において増加したリスクを自動的に反映するが、複合マージン・モデルは不利な契約テストもしくは再構築が必要となるであろうと述べた。

FASB のメンバーの 1 名は、キャッシュ・フローの変動性が増加するこのようなシナリオでは、不利な契約テストを考慮する必要があるかもしれないと述べた。しかし、彼は、後に、キャッシュ・フローの増加した変動性に関して負債を増加させ、将来の期間において損益に開放されるであろうことに難色を示した。他の FASB のメンバーもまた、キャッシュ・フローの平均値が変化しない場合、追加的な負債は不利な契約に関して認識されるべきであるとするに反対した。

IASB のメンバーの 1 名は、生命保険契約に関して、リスク調整の構成要素は残余マージンの要素よりはるかに少ないことが予想されると述べ、そして、彼はリスクの解放は複合マージンの解放のための適切な要因となるか尋ねた。彼は、また、明示的リスク調整アプローチのもとでは、リスク調整の決定に適用される信頼水準の変更を制限すべきであると述べた。彼は、仮に信頼水準が維持されるならば、リスク調整および複合マージンは整合的な結果をもたらすと述べた。

多くの IASB のメンバーは、仮に、複合マージンにおけるリスク構成要素および「残余マージン」構成要素が異なる要因によりラン・オフされた場合でも、検討されている二つのモデルは、保険契約負債の測定において相当の整合的な結果をもたらすべきであると述べた。最後の例は、双方のモデルにおいて整合的に取り扱われるキャッシュ・フローの平均値の変動の取り扱いが反映されている。FASB のメンバーの 1 名は、簡便法は独立した測定モデルであるとする FASB の現在の見解のため、リスク調整が相対的に僅少であることが予想される生命保険契約および長期契約に対してのみ、複合マージンの取り扱いを現在検討していると述べた。

投票の結果、わずか2名の IASB のメンバーが複合マージン・アプローチを支持した。しかし5名の FASB のメンバーは、複合マージンの再構築を行わない複合マージン・アプローチを支持した。

FASB は、彼らが複合マージン・アプローチを支持する理由は、このモデルを明確に好む US の投資家へのアウトリーチの結果に由来すると述べた。IASB の議長は、開示において二つのアプローチの調整を説明することを条件に、保険契約における最終の IFRS において両アプローチを許容する考えを提案したが、これは、世界に共通した高水準の財務報告基準の必要性を主張する他の IASB のメンバーから強い反対にあった。彼は、いかなるアプローチ間の選択も、業界および財務諸表の利用者にとって利益をもたらさないであろうと述べた。

FASB のスタッフは、複合マージン・アプローチにおいて不利な契約テストを検討すると述べた。両審議会は、複合マージン・アプローチからリスク調整アプローチへの調整を目的とした開示を開発することをスタッフに指示した。両審議会は、また、リスク調整アプローチと複合マージン・アプローチを比較可能とするために、仮決定事項に基づきこの例示を最新の状態に維持することを指示した。

### 保険ワーキング・グループ

ワーキング・グループにおいて検討された項目は、区分処理(アンバンドリング)、損害保険契約に関する簡便法、その他の包括利益(以下「OCI」とする)の使用、および有配当契約であると、スタッフは説明した。スタッフは、区分処理(アンバンドリング)に関して、収益認識プロジェクトにおける要件を使用するという最近の提案を、ワーキング・グループのメンバーは概ね支持しているようであったと述べた。この場合、わずかなアンバンドリングしかもたらされないとスタッフは述べた。

簡便法の適用において、このアプローチが、単にビルディング・ブロック・アプローチの代用であるのか(IASB の見解)、それとも、収益認識に類似する独立のモデルなのか(FASB の見解)、地理的な見解の相違が存在するとスタッフは述べた。後者の見解の支持者は、おそらく、(保険事故発生前期間に加え)保険金期間はこの独立したモデルに従うべきであると提案した。

OCI に関しては、ワーキング・グループのメンバーは、会計基準の収斂の重要性に関してコメントし、「片側の OCI」、つまり、割引率の変更に関する保険負債の調整のみを OCI をとおして認識し、資産の公正価値の変動は OCI をとおして報告されない方法は、機能しないと述べた。メンバーは、OCI をとおした「現在価値と現在価値」のアプローチを支持すると述べ、また、可能性のある第2の選択としては、損益計算書内に区分を設定する開示であると述べた。

有配当契約およびユニットリンク契約の論点に関して、ワーキング・グループは、保険契約における有配当性を、保険契約者の参加している基礎となる項目の測定と同じ基準で測定するという IASB の提案は、正しい方向への第一歩であると述べた。しかし、ビルディング・ブロック・アプローチを使用した保険契約の測定から乖離することに懸念を示す見解もあった。これに加え、このアプローチは、特定の資産とリンクしていない契約に拡大適用するかという疑問が投げかけられた。

---

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.